

現業職員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3 月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第36号

現業職員就業規則の一部を改正する規則

現業職員就業規則（昭和45年鳥取県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(旅費) 第5条 職員に対し支給する旅費については、 <u>職員の旅費等に関する条例</u> （昭和45年鳥取県条例第48号）の規定の適用を受ける者の例によるものとする。 2 略	(旅費) 第5条 職員に対し支給する旅費については、 <u>職員の旅費に関する条例</u> （昭和45年鳥取県条例第48号）の規定の適用を受ける者の例によるものとする。 2 略

附 則

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。